

4月

遠賀町商工会相談会

## 福岡県感染拡大防止協力金申請及び一時支援金等 各種給付金に関する相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、福岡県感染拡大防止協力金などの給付金が発表されております。その中で、「給付の対象となるのか知りたい」「必要な添付書類って何をそろえればいいのかわからない」など、多くのご相談が寄せられております。

そこで、遠賀町商工会では、「福岡県感染拡大防止協力金」をはじめ「飲食店の新型コロナウイルス対策ステッカー申請」など給付金の申請をお考えの方、申請手続きにお困りの方を対象に、行政書士による無料・個別相談会を開催致します！

こんな相談に応じます！

- 福岡県感染拡大防止協力金、一時支援金等の申請
  - 福岡県飲食店コロナ対策ステッカー申請
  - 電子申請の方法
  - 必要な書類の確認
- ※本相談会では、書類作成代行は行いませんのでご注意ください。

### 個別無料相談会

○開催日程：2021年

4月2日、6日、8日、9日、12日、15日、19日、20日、21日、27日

各日10時～16時

○専門家

福岡県行政書士会 派遣行政書士

①電話による予約受付

②対面による相談

○会場

遠賀町商工会

※完全予約となります。  
※マスクの着用をお願い致します

	【第1期】	【第2期】	【第3期】	【第4期】
要請期間	令和3年1月16日(土)0時～2月7日(日)24時	令和3年2月8日(月)0時～2月28日(日)24時	令和3年3月1日(月)0時～3月7日(日)24時	令和3年3月8日(月)0時～3月21日(日)24時
区域	福岡県内全域			
要請対象施設	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を有する施設が要請の対象 ※設備を設けて新しい飲食もさせる営業を行う露店営業(屋外)は要請の対象です。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を有する施設であっても要請の対象外となります。専ら酒類、喫煙・たばかの販売、キッズコーナー、スペースや仕切りの付いたスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場			
要請内容	○営業時間を5時から20時までの間とすること ※1時以上の営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外 ○酒類提供時間を1時から19時までの間とすること		○営業時間を5時から21時までの間とすること ※1時以上の営業時間が5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外 ○酒類については提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること	

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申込先 FAX 093-293-7196

このままお申込みください。

心りがな 事業所名	申請者	電話番号(携帯)
所在地：(〒	会員(商工会)・一般	
面談希望	月 日	時から

お問い合わせ・お申し込み

遠賀町商工会 電話 093-293-0165

FAX 093-293-7196